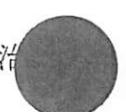


事務総局会議（第7回）議事録

日時	平成30年3月6日（火）午後1時10分～午後1時35分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長、中村総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、平田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、石井家庭局第二課長、徳岡秘書課長兼広報課長、石井審議官
議事	<p>1 平成30年度外国出張計画について 徳岡秘書課長説明（資料第1）</p> <p>2 裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則について 堀田人事局長説明（資料第2）</p> <p>3 裁判所職員の留学費用の償還に関する規則の一部を改正する規則について 堀田人事局長説明（資料第3）</p> <p>4 刑事鑑定研究会の開催について 安東刑事局長説明（資料第4）</p> <p>5 心神喪失者等医療観察法関係研究協議会の開催について 安東刑事局長説明（資料第5）</p> <p>6 犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための研究会の開催について 安東刑事局長説明（資料第6）</p> <p>7 法廷通訳に関する研修の開催について 安東刑事局長説明（資料第7）</p> <p>8 保護観察に関する連絡協議会の開催について 安東刑事局長説明（資料第8）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 2, 3</p> <p>◎ 了承 1, 4, 5, 6, 7, 8</p>
記入欄	秘書課長 徳岡 

平成30年度外国出張計画

**出張**

1 最高裁判所判事 合計2人

(1) タイ, インドネシア 最高裁判事1人

(2) (1)の随行 裁判官1人

2 國際会議 合計5人

(1) ワシントン大学CASRIP主催の特許関係国際会議 (米国, 約5日間)

【行政局】 裁判官1人

(2) ワシントン大学CASRIP主催の米国特許法夏期セミナー (米国, 約1週間) 【行政局】 裁判官1人

(3) 日欧知的財産司法シンポジウム (ドイツ, 約5日間) 【行政局】

裁判官1人

(4) 家庭裁判所協会 (A F C C) 主催の第13回子の監護の評価に関するシンポジウム (米国, 約1週間) 【家庭局】 裁判官1人, 一般職1人

3 裁判官短期在外研究

包括調査 (北米, ルクセンブルク, シンガポール又は豪州, 約1か月)

【人事局】 5人

4 一般職司法事情研究

司法事情研究 (北米又は豪州, 約2週間) 【人事局】 9人

**留学**

合計40人

1 判事補海外留学研究 (1年) 27人

米国×15, 英国×4, カナダ×2, フランス×1, ドイツ×2

ベルギー×1, 豪州×2

2 行政官長期在外研究（2年）

9人

米国×7, 英国×2

3 一般職長期在外研究（1年）

4人

米国×2, 豪州×1, フランス×1

)

)

(平成30.3.6人事局)

裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則  
の一部を改正する規則について

<資料目録>

- 1 裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則案
- 2 同制定理由
- 3 同新旧対照表

## 理 由

裁判所職員総合研修所教官についてその職務の内容に鑑み俸給の特別調整額の区分を整備するとともに、一般の政府職員の例に準じて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される裁判所職員等の俸給の特別調整額を減額する措置を廃止する必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則（昭和四十年最高裁判所規則第三号）

新

(支給官職及び区分)

第一条 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十条の二第一項の規定により俸給の特別調整を行う裁判所職員（次条において「職員」という。）の官職は、別表に掲げる官職及び最高裁判

旧

(支給官職及び区分)

第一条 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第三条において「給与法」という。）第十条の二第一項の規定により俸給の特別調整を行う裁判所職員（以下「職員」という。）の官職は、

所がこれに相当すると認める官職とする。

2・3 (略)

(削る)

別表に掲げる官職及び最高裁判所がこれに相当すると認める官職とする。

2・3 (同上)

(給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員等の支給額)

第三条 給与法附則第八項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の準用を受ける職員（裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。）のうち、その職務の級が給与法附則第八項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この条において「特定職員」という。）

別表

最高裁判所	組織	官職	区分
(略)	(略)		
(略)	(略)		

別表

最高裁判所	組織	官職	区分
(同上)	(同上)		
(同上)	(同上)		

の五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日）以後の俸給の特別調整額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による額に一般職の国家公務員の例に準じて最高裁判所が別に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

の五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日）以後の俸給の特別調整額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による額に一般職の国家公務員の例に準じて最高裁判所が別に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(略)		
(略)	<p>司 法 研 修 所 の 課 長</p> <p>裁 判 所 職 員 総 合 研 修 所 の 課 長</p> <p>最 高 裁 判 所 図 書 館 の 課 長</p>	
(略)	<p>三 種</p>	<p>一 種、 二 種、 三 種、 四 種、 又</p>

(同上)	<p>司法研修所の課長 裁判所職員総合研修所教官 裁判所職員総合研修所の課長 最高裁判所図書館の課長</p>
(同上)	
(同上)	

(平成30.3.6人事局)

裁判所職員の留学費用の償還に関する規則の一部を改正する規則について

<資料目録>

- 1 裁判所職員の留学費用の償還に関する規則の一部を改正する規則案
- 2 同制定理由
- 3 同新旧対照表

## 理由

学校教育法の一部改正に伴い、裁判所職員の留学費用の償還に関する規則の規定の整理を行う必要がある。  
これが、この規則を制定する理由である。

裁判所職員の留学費用の償還に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

裁判所職員の留学費用の償還に関する規則（平成十八年最高裁判所規則第八号）

新

旧

(留学費用)

(留学費用)

第三条 法第十条において読み替えて準用する法第二条第三項の最高裁判所規則で定める費用（以下「留学費用」という。）は、次に掲げる費用とする。

一 (略)

一 (同上)

二 留学に係る大学院等の課程（学校教育法（昭

二 留学に係る大学院等の課程（学校教育法（昭

和二十二年法律第二十六号に基づく大学の大学院の課程（同法第百四条第七項第二号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程をいう。以下この条において同じ。）に在学して当該大学院等の課程を履修するため当該大学院等の課程を置く大学等（同法に基づく大学、外国の大学又はこれらに準ずる教育施設をいう。）に対して支払う費用

三 (略)

和二十二年法律第二十六号に基づく大学の大学院の課程（同法第百四条第四項第二号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程をいう。以下この条において同じ。）に在学して当該大学院等の課程を履修するため当該大学院等の課程を置く大学等（同法に基づく大学、外国の大学又はこれらに準ずる教育施設をいう。）に対して支払う費用

三 (同上)

(平成30.3.6刑事局)

刑事鑑定研究会の開催について

- 1 主催 各地方裁判所  
2 期日 平成30年6月から平成31年3月までの間の半日  
3 場所 各地方裁判所又は学識経験者が所属する大学の研究室等  
4 実施事項 刑事事件の鑑定を巡る諸問題  
5 参加者 (1) 学識経験者  
法医学, 精神医学, 薬理学, 心理学, 分子生物学等を専攻する  
大学教授又はこれに相当する学識経験を有する者 1人  
(2) 裁判所側  
各地方裁判所の刑事事件担当の裁判官, 裁判所書記官等  
各地方裁判所の定める人数

(平成30.3.6刑事局)

心神喪失者等医療観察法関係研究協議会の開催について

- 1 主催 各地方裁判所
- 2 期日 平成30年9月から平成31年3月までの間の半日
- 3 場所 各地方裁判所
- 4 協議事項 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による処遇事件の処理上問題となる事項及び実体的な判断の在り方に関して考慮すべき事項
- 5 協議員 (1) 各地方裁判所の刑事事件を担当している裁判官及び裁判所書記  
官 各地方裁判所の定める人数
- (2) 精神保健判定医及び精神保健参与員候補者  
各地方裁判所の定める人数

(平成30.3.6 刑事局・家庭局)

犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深める  
ための研究会の開催について

- 1 主催 各高等裁判所
- 2 期日 平成30年6月から平成31年3月までの間の半日
- 3 場所 各高等裁判所
- 4 実施事項 犯罪被害者等基本法第19条の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための意見交換等
- 5 参加者 (1) 各高等裁判所の刑事事件担当の裁判官及びその他の職員並びに各高等裁判所管内の裁判所（簡易裁判所を除く。）の刑事事件又は少年事件担当の裁判官及びその他の職員  
各高等裁判所の定める人数  
(2) 意見交換等のテーマに応じた外部有識者等 2人程度

(平成30.3.6刑事局)

法廷通訳に関する研修の開催について

名称	主 催 実施庁	期日	実施事項 対象言語	受講者
① 法廷通訳基礎研修	【主催・実施庁】 各地裁	平成30年4月 から 平成31年3月 の1日間	刑事手続及び法廷通訳に ついての講義、模擬通訳 実習等 【言語】 各1言語 (東京3言語、大阪2言 語)	通訳人候補者名簿に登載される ことを希望し、かつ、通訳人と しての適性を備えていると認め られる者又は通訳人候補者名簿 に登載されている候補者のうち 法廷通訳の経験がない又は少な い者 【受講者】 各地裁で決定
② 法廷通訳セミナー	【主催】 各高裁 【実施庁】 各高裁管内の地裁	平成30年6月 から 平成31年3月 の2日間	刑事手続及び法廷通訳に ついての講義、模擬通訳 実習、通訳を要する裁判 員裁判の模擬裁判のDV DV視聴、座談会等 【言語】 各2言語 (札幌、高松各1言語)	自白事件の法廷通訳であれば難 なく担当することができる者で あって、それほど複雑困難でな い否認事件（裁判員裁判を含 む）の法廷通訳を担当するため に実践的な知識及び技能を取得 してもらう必要のあるもの者 【受講者】 各高裁で決定 (計124人)
③ フォローアップセミナー	【主催】 全高裁（共催） 【実施庁】 東京地裁 大阪地裁	平成30年6月 から 平成31年3月 の2日間	複雑困難な否認事件に対 応するための法的知識や 法制度等についての講 義、模擬通訳実習、座談 会等 【言語】 各3言語	ある程度通訳の経験を積んでい る者であって、複雑困難な否認 事件の法廷通訳を担当するため に実践的な知識及び技能を取得 してもらう必要がある者 【受講者】 各高裁で決定 (計72人)

(平成30. 3. 6 刑事局)

保護観察に関する連絡協議会の開催について

- 1 主催 各地方裁判所
- 2 期日 平成30年12月から平成31年3月の間の半日
- 3 場所 各地方裁判所
- 4 協議事項
  - (1) 保護観察の実情について
  - (2) その他
- 5 協議員
  - (1) 刑事事件担当裁判官のうち、本庁3名（地方裁判所2名、本庁所在地の簡易裁判所1名）並びに首席書記官、次席書記官及び訟廷管理官等の管理職員のうち1名  
なお、実情に応じて、地方裁判所支部の裁判官各1名を協議員とすることは差し支えない。
  - (2) 主催庁に対応する保護観察所の職員

各地方裁判所の定める人数

なお、保護観察所の職員の人数については、主催庁に対応する保護観察所と協議の上、定められたい。